

## 原子力立地給付金交付に関するご案内

原子力立地給付金の交付対象地域にお住まいのお客さまへ、同給付金の交付について下記のとおりご案内申し上げます。

### ■給付金交付対象となるお客さまについて

交付の基準となる日において、交付対象市町村で電気の供給を受けているご家庭、企業の方々となります。交付対象市町村は、「一般財団法人 電源地域振興センター」（以下、「電源地域振興センター」）HP（<https://www2.dengen.or.jp/html/works/kyufu/>）よりご確認ください。

### ■給付金交付の流れについて

交付の基準となる日時点で新電力の小売電気事業者と電気のご契約をされているお客さまに対しては、電源地域振興センターより直接交付されます。支給金額等については、電源地域振興センターより事前に通知されます。

### ■給付金交付方法・時期について

当社への電気料金のお支払い方法が「口座振替」のお客さまの場合、給付金は電気料金のお支払い口座へ電源地域振興センターからの振込みにより交付されます。

当社への電気料金のお支払い方法がクレジットカード払いのお客さまの場合、電気料金のお支払者さまに対し郵便振替払出証書が電源地域振興センターより郵送されます。

### ■お客さま情報の取り扱いについて

給付金交付手続きに必要なお客さま情報について、電源地域振興センターからの要請に基づき当社より以下の情報を提供いたします。

<交付手続きに際し（財）電源地域振興センターへ提供するお客さま情報>

- ①ご契約名義および電気料金お支払い名義
- ②お客さまご住所およびご連絡先
- ③供給地点特定番号
- ④ご契約の料金メニュー、託送契約 kW（動力契約の場合※）
- ⑤金融機関口座情報（当社の電気料金を口座振替でお支払いの場合）
- ⑥その他給付金交付に必要な情報（お客さまが法人である場合のご担当者さま名等）

※動力契約のお客さまの支給金額は、当社と地域電力の送配電事業者との間で締結してい

る託送契約の交付の基準となる日時点の契約電力（以下、託送契約 kW）を元に算定されます。託送契約 kW は、お客さまが当社と締結している需給契約の契約 kW とは異なる場合があります。お客様のご使用状況により原子力立地給付金が減額となる可能性が生じます。託送契約 kW は電源地域振興センターから支給金額とともに通知されます。

■お問い合わせ

ご不明な点がございましたら、以下のお問い合わせ先までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

<原子力立地給付金の制度詳細、交付時期、金額等に関するお問い合わせ先>

一般財団法人 電源地域振興センター

電話番号：03-6372-7309

受付時間：(月～金) 10 時～17 時

<株式会社エフエネとの契約内容についてのお問合せ先>

エフエネサポートセンター

電話番号：0120-133-663（フリーダイヤル）

受付時間：10：00～17：30（土日・祝日・年末年始を除く）

※当社では原子力立地給付金についての制度詳細、交付時期、金額等に関するお問合せにはお答えしかねます。

以上